

沖縄県後期高齢者医療広域連合健康診査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年11月29日条例第32号）第3条第1項第1号に基づき、被保険者の健康保持・増進、糖尿病等の生活習慣病の早期発見及び重症化予防などを目的に実施する長寿健康診査事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 長寿健康診査の対象者は、当該年度に、沖縄県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の被保険者であるものとする。

(除外者)

第3条 前条の対象者のうち、次に掲げる者を除く。

- (1) 妊産婦
 - (2) 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている者
 - (3) 国内に住所を有しない者
 - (4) 船員保険の被保険者のうち相当な期間継続して船舶内にいる者
 - (5) 病院又は診療所に6月以上継続して入院している者
 - (6) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第55条第1項第2号から第5号までに規定する施設（同号に規定する施設のうち、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設については、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホームであって、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の登録を受けたもの（介護保険法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る同法第41条第1項本文の指定を受けていないものに限る。）を除く。）に入所又は入居している者
- 2 当該年度中に特定健康診査又はそれに相当する健康診査を受診した者。
- 3 広域連合を構成する市町村（以下「構成市町村」という。）が実施する人間ドック助成事業を利用した者。

(実施方法)

第4条 広域連合は、一般社団法人沖縄県医師会（以下「県医師会」という。）と集合契約及び県医師会会員外の医療機関等（以下「実施機関」という。）からの申し出により契約を締結し行うものとする。また、受診券の発行につき、再発行や年齢到達等による年度途中の発行は構成市町村にて行うものとする。

- (1) 集団健康診査は、構成市町村にて日時・場所を確保し実施する。
- (2) 個別健康診査は、別に指定する実施機関にて実施する。

(受診回数)

第5条 健康診査は、同一人について年1回行うものとする。

沖縄県後期高齢者医療広域連合健康診査実施要綱

(実施期間)

第6条 健康診査の実施期間は毎年4月1日から翌年3月31日までの間とする。

(健康診査項目)

第7条 健康診査項目は別表のとおりとする。

(費用負担)

第8条 この健康診査を受けた者の費用は、広域連合が全額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、当該年度内で同一人に複数の受診（以下「重複受診」という。）があった場合は、当該各号で定める者に対しその費用の全部または一部を負担させることができる。

(1) 受診者の故意または過失により重複受診となった場合 受診者

(2) 健康診査の際に、受診券及び被保険者証の確認の不備等、実施機関の責めに帰すべき事由より重複受診となった場合 実施機関

(費用決済及びデータ管理)

第9条 健康診査の費用決済（実施機関との支払い請求）、データ管理及びそれに付随する業務については、沖縄県国民健康保険団体連合会に委託する。

(健康診査の普及)

第10条 広域連合は、健康診査受診率向上計画を策定し、構成市町村の協力のもと被保険者に対して市町村広報誌、ホームページ、掲示物、通知等により健診の普及に努めるものとする。

第11条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は別に広域連合長が定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

沖縄県後期高齢者医療広域連合健康診査実施要綱

別表（第7条関係）

区 分	検 査 項 目		
基本的な健診の項目	質問項目	服薬歴・既往歴・喫煙歴・生活習慣に関する項目・自覚症状等	○
	身体計測	身長	○
		体重	○
		BMI	○
		血圧	○
		腹囲	△
	理学的検査	理学的所見（身体診察）	○
	血中脂質検査	中性脂肪	○
		HDL－コレステロール	○
		LDL－コレステロール（Non－HDLコレステロール）	○
	肝機能検査	AST	○
		ALT	○
		γ－GT	○
	代謝系検査	空腹時血糖（随時血糖）	○
		ヘモグロビンA1c	○
		尿糖	○
	腎機能検査	尿蛋白	○
追加健診の項目	腎機能検査	尿潜血	○
		血清クレアチニン（eGFRを含む）	○
		尿酸	○
詳細な健診の項目 （医師の判断による追加項目）	貧血検査	赤血球数	□
		血色素量	
		ヘマトクリット値	
	心電図検査		□
	眼底検査		□

1. ○は、必須項目。
2. △は、可能な限り実施する項目。
3. □は、国の基準に基づき、医師が認める場合に実施する項目。